

公立大学法人宮崎県立看護大学大学院研究科教員資格審査規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県立看護大学大学院研究科（以下「研究科」という。）において、研究指導及び授業等を行うことができる教員の資格審査（以下「審査」という。）及び職務に関し、必要な事項を定める。

(職制等)

第 2 条 研究科に置く次の表の左欄に掲げる職の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
教授	博士前期課程及び後期課程の研究指導、授業等
准教授、講師	博士前期課程の研究指導、授業等 博士後期課程の研究指導の補助、授業等
助教	博士前期課程及び後期課程の研究指導の補助、授業等

2 前項の規定にかかわらず、准教授、講師又は助教が博士の学位を有し、顕著な研究業績を有するとともに、大学等における教育及び研究経験が十分にある場合には、准教授においては博士後期課程を、講師又は助教においては、博士前期課程又は博士後期課程の研究指導を行うことができる。

3 研究指導を行うことができる教員（以下「研究指導教員」という。）及び研究指導の補助を行うことができる教員（以下「研究指導補助教員」という。）の審査は、公立大学法人宮崎県立看護大学人事委員会が別に定める公立大学法人宮崎県立看護大学大学院研究科教員資格審査基準に基づき行うものとする。

(資格審査委員会の設置)

第 3 条 研究指導教員及び研究指導補助教員（以下「研究指導教員等」という。）の審査は、宮崎県立看護大学大学院研究科研究指導教員資格審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 委員会は、研究科長の申出に基づき学長が設置する。

3 委員会は研究科長、専攻主任、学部長及び 2 名の専門委員をもって構成し、委員長は研究科長とする。

4 専門委員は、審査案件となる専攻領域に関連する研究指導教員のうち委員長が指名する者を原則とし、学長又は研究科長が必要と判断した場合には、学外の有識者を指名することができる。

5 委員会は全員の出席をもって成立する。ただし、学外の有識者である専門委員から書面による審査結果の提出があったときは、その提出をもって出席に代えることができる。

6 委員会における審査は、候補者の履歴書及び教育研究業績等により行う。

7 委員会における適否の判定は、4 名以上の賛成で決し、その結果を委員長は学長に報告する。

8 前項の報告を受けた学長は、必要に応じ、研究科における研究指導体制を決定する。

(再審査)

第 4 条 前条の規定により委員会において適格と判定した者について、その者が判定された日（以下判定日」という。）から 5 年を経過する日以後に研究指導を担当するときは、当該経過する日の前日までに再審査を行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程の施行日において、現に研究指導員等である者については、この規程により適格とされたものとみなし、施行日を第 4 条の判定日とする。